事 務 連 絡 令和3年3月22日

各都道府県・市区町村 ワクチン接種記録システム担当部(局) 御中

内 閣 官 房 I T 総 合 戦 略 室 厚生労働省健康局健康課予防接種室

連絡先

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

(三浦・山下・眞弓・小泉)

電話番号:03-3581-3484

メールアドレス: digitalvaccine@digital.go.jp

※なお、接種体制確保一般に係る事項については、

厚生労働省健康局健康課予防接種室

メールアドレス: yoboseshu@mhlw.go.jp

ワクチン接種記録システムを活用した転入者への対応について

ワクチン接種記録システム(以下「VRS」)に関して、ご協力を賜り感謝申し上げます。

ワクチン接種が開始された後、市区町村において転入手続を行う際に、ワクチン接種を受けたかどうか状況を確認した上で、接種を受けていない方に新しい接種券を発行する手続を行う必要が生じます。この手続きを行う際に、転入者のワクチン接種状況を VRS の活用により確認することで、手続を円滑に進めることが可能となります。

この点について、これまでの説明会等において多数問い合わせをいただいておりますので、市区町村における具体的な業務手順の標準的な進め方を以下のとおりお示ししますので、ご参考としていただけますようお願いいたします。また、情報政策部局御担当におかれましては、衛生主管部(局)等に速やかに連絡・共有をお願いいたします。

- (参考) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(2.1 版) 47ページ
 - 「(4)接種券の段階的な発送について

(中略)

各発送区分の発送期間の末日より後に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者については、接種対象者又は代理人からの申請に基づき発送を行う。この際、窓口において交付することも差し支えない。発送等に当たって、当該接種対象者が、接種券を既に持っている場合は、可能な限り回収することとする。既に接種を受けている場合は、接種券および予診のみ券を台紙からはがし、接種済証は接種対象者へ返却することとし、接種を受けていない場合は台紙ごと回収すること。」

記

1. 転入手続時に併せて、転入者に対してワクチンの接種履歴を確認

- ・ 転入者が2回接種済みと回答した場合は特段の対応は不要。
- ・ 転入者が1回のみ接種済みあるいは未接種と回答した場合は、以下2.又 は3.のような対応が想定される。

2. 転入者が転出元自治体で発行された旧接種券を持参している場合の対応

- ① 持参した旧接種券を確認の上、以下を実施する。 ※代理人が接種券を持参している場合も対応可。
 - ・ 1回接種済みの場合:旧接種券に残っている接種券および予診のみ券部 分を回収の上、接種済証部分を返却。
 - 未接種の場合:旧接種券を台紙ごと回収。
- ② VRS における転入処理を行う。(転入処理のための VRS の詳細な操作手順は追って提示予定)
- ③ 新接種券の発行処理を行う。(発送又は窓口交付)
- ④ 転入先自治体における接種の流れや予約の方法等について説明を行う。

3. 転入者が転出元自治体で発行された旧接種券を持参していない場合の対応

- ① 転入者に対し、新接種券を発行するためには、転入者本人の同意の上、システム上における接種記録の確認が必要なことを伝達する。
- ② 新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書(別添参考様式参照)に転入者が記入する。

- ※ 代理人による申請も可。(ただし、下記③において(i)「転出元自治体とマイナンバー」をキーにした検索を実施する場合は、本人同意が必要。)
- ③ VRS を用いて接種記録を照会する。(記録照会のための VRS の詳細な操作手順は追って提示予定)
 - ※ 記録照会にあたっては、(i)「転出元自治体とマイナンバー」、又は(ii)「転出元自治体と3情報」をキーにして検索を実施することが可能。 ((ii)「転出元自治体と3情報」をキーにして検索した場合に複数の者が 該当した場合は、転出元自治体に対して確認が必要。)
 - ※ 同意が得られなかった場合は、個別の事情に応じて丁寧に対応の上、必要に応じ、新接種券を発行する。
- ④ 記録照会の結果を確認の上、以下の対応を行う。
 - ・ 1回接種済の場合:旧接種券の残っている接種券および予診のみ券部分 の廃棄(又は転入先自治体へ後日返送)を依頼
 - ・ 未接種の場合:旧接種券すべての廃棄(又は転入先自治体への後日返送) を依頼
 - ※照会結果が本人の認識と異なる場合、転出元自治体に確認を行う。
- ⑤ VRS における転入処理を行う。(転入処理時における VRS の詳細な操作手順は追って提示予定)
- ⑥ 新接種券の発行処理を行う。(発送又は窓口交付)
- ⑦ 転入先自治体における接種の流れや予約の方法等について説明を行う。

なお、各市区町村におかれましては、転入先の自治体窓口へ接種対象の世帯員 全員分の旧接種券を忘れずに持参するよう、転出届窓口でのチラシ(ひな形を別 途提示予定)による案内やホームページでの広報等により周知いただくととも に、転入先自治体からの問い合わせが生じる場合に適切にご対応いただきます よう、よろしくお願い申し上げます。